

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>地域振興部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の<u>部局等</u>を置く。</p> <p>未来づくり推進局 危機管理局 総務部 <u>企画部</u> 文化観光局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部 農林水産部 県土整備部 <u>行政監察監</u></p>
<p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄、<u>総合調整及び調査研究</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(未来づくり推進局の所掌事務)</p> <p>第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県政推進上の重要政策の統轄及び<u>総合調整</u>に関する事項</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(10) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(11) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(12) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他の部局の所掌に属しない事項</u></p>	<p>(総務部の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>その他の部局等の所掌に属しない事項</u></p>

<p>(<u>地域振興部の所掌事務</u>)</p> <p>第6条 <u>地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p>	<p>(<u>企画部の所掌事務</u>)</p> <p>第6条 <u>企画部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>主要施策に係る課題の調査検討に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
<p>第13条 <u>削除</u></p> <p>(<u>統轄監及び部局長</u>)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局長の長(以下「部局長」という。)</u>を置く。</p> <p>2 統轄監は、<u>前項の事務</u>を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、<u>部局</u>の総合調整を行う。</p> <p>3 <u>部局長</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部局</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>部局長</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>(<u>行政監察監の所掌事務</u>)</p> <p>第13条 <u>行政監察監の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>県の業務の実施状況の監察に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公益法人に係る事務の総括に関する事項</u></p> <p>(3) <u>農業協同組合等の検査に関する事項</u></p> <p>(4) <u>建設事業の評価に関する事項</u></p> <p>(<u>統轄監及び部局等の長</u>)</p> <p>第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、<u>統轄監及び部局等の長</u>を置く。</p> <p>2 <u>部局等の長(以下「部局長等」という。)</u>は、<u>部</u>にあつては部長、<u>局</u>にあつては局長、<u>行政監察監</u>にあつては行政監察監とする。</p> <p>3 統轄監は、<u>第1項の事務</u>を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、<u>部局等</u>の総合調整を行う。</p> <p>4 <u>部局長等</u>は、第1項の事務を処理するとともに、<u>部局等</u>の所掌事務をつかさどる。</p> <p>5 <u>部局長等</u>は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。</p>
<p>(<u>部局以外の組織及び分掌事務</u>)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理者を部局の外に置く。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>部局長</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>	<p>(<u>部局等以外の組織及び分掌事務</u>)</p> <p>第15条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、<u>会計管理者を部局等の外に置く。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、<u>部局長等</u>と相互に協力してその任に当たるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

2 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(指針の作成等)</p> <p>第32条 知事 <u>(地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)</u> は、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

3 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議の公開)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 知事は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 知事 <u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等又は同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)</u> は、会議の公開に関し準拠すべき指針を定め、これを公表するものとする。</p>

(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)

4 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第37条中「企画部」を「地域振興部」に改める。

(鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例の一部改正)

5 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例(平成16年鳥取県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(調査等)

第4条 知事は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書を貼り付けることができる。

2～5 略

(調査等)

第4条 知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する部局長等、同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長その他の知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長。以下同じ。)は、放置自動車があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に警告書をはり付けることができる。

2～5 略